

加賀市建設工事等の競争入札参加資格等を定める要綱

平成17年10月1日

告示第12号

改正 平成18年9月29日告示第111号

平成19年4月27日告示第118号

平成20年4月1日告示第54号

平成21年3月31日告示第59号

平成28年12月28日告示第316号

令和7年12月26日告示第143号

(趣旨)

第1条 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、毎年度において加賀市が発注する建設工事並びに測量及び建設コンサルタント業務の一般競争入札並びに指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する資格を得ようとする者(2以上の建設業者が共同連帯して結成した建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)を含む。)に必要な資格並びにその資格審査の申請の時期及び方法は、別に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(競争入札に参加できる者)

第2条 競争入札に参加できる者は、次の各号に該当する者とする。ただし、共同企業体が参加する場合においては、当該共同企業体の構成員のすべてが当該各号に該当し、かつ、第5条の資格審査の申請をしている者とする。

(1) 競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)を提出する日において、次のいずれかの資格を有する者

ア 建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第3条第1項の規定による許可を受けている者

イ 測量法(昭和24年法律第188号)第55条第1項の規定による登録をしている者

ウ 建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)第2条第1項の規定による登録をしている者

エ 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による登録をしている者

オ 地質調査業者登録規程(昭和52年建設省告示第718号)第2条第1項の規定による登録をし

ている者

カ 補償コンサルタント登録規程(昭和59年建設省告示第1341号)第2条第1項の規定による登録をしている者

キ その他建設工事の施工に付随する調査、試験等を行う者

(2) 当該申請者の決算日の直前2年又は3年の営業年度のうち、1営業年度において、許可を受けた建設工事の種類の完工工事高のある者又は登録している業務で完工業務高のある者

(3) 第5条に規定する申請書を提出する日の1月前までに納期限の到来した国税、県税及び加賀市税等の滞納者に対する特別措置に関する条例(平成19年加賀市条例第35号)第2条第3項に規定する市税等の滞納の無い者

(4) 第5条に規定する申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事項を記載した者でない者

(5) 暴力団員及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でない者

2 前項の規定にかかわらず、前項第1号アに該当する者であって、次のいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

(1) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第5条第1項に規定する適用事業を営む事業主である個人又は団体にあっては、雇用する労働者が同法第4条第1項に規定する被保険者となったことについて、同法第7条の規定による届出をしていない者

(2) 健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第3項及び厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第6条第1項に規定する適用事業所の事業主である個人又は団体にあっては、当該適用事業所の事業主となったことについて、健康保険法第48条及び厚生年金保険法第27条の規定による届出をしていない者

(競争入札参加者の格付け等)

第3条 市長は、建設工事の競争入札に参加することのできる者を、工事の予定金額ごとに定めるため、土木・建築・電気・管・造園・防水・舗装一式工事にあっては、A、B、C又はDの4等級にそれぞれ区分して格付けするものとする。

2 前項の等級の格付けは、次条各号に掲げる項目を審査し、決定する。

3 市長は、競争入札参加者の等級を決定したときは、申請者に通知する。ただし、第5条第2項の規定により、申請書を提出し、市長が等級を決定した者については、この限りでない。

(資格審査の項目)

第4条 競争入札参加者の資格審査は、次の各号に掲げる項目について行う。

- (1) 許可又は登録を受けた業種の種類別平均完成工事高又は業務高
- (2) 自己資本額及び利益額
- (3) 経営状況
- (4) 建設業の種類別の技術職員数及び元請完成工事高
- (5) その他の項目(社会性等)

(資格審査申請書の提出時期)

第5条 競争入札に参加する資格の審査を受けようとする者は、申請書を、第7条第1項に規定する競争入札に参加する資格の有効期間が終了する年の1月4日から2月末日までの間(以下「提出期間」という。)に、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、提出期間に提出しない者であって、競争入札に参加する資格の審査を受けようとする者は、毎年6月1日から同月10日までの間、10月1日から同月10日までの間又は提出期間を除く1月4日から2月末日までの間に、申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、隨時に申請書を市長に提出することができるものとする。

(申請書の添付書類等)

第6条 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、共同企業体にあっては、共同企業体の結成にかかる協定書のみを添付するものとする。

- (1) 申請業種にかかる許可証明書又は登録証明書
- (2) 営業所一覧表
- (3) 技術職員名簿(総括表含む)
- (4) 従業員調書
- (5) 納税証明書
- (6) 主要取引金融機関名
- (7) 商業登記簿謄本又は代表者身分証明書
- (8) 完成工事高(業務高)明細書又は工事(業務)経歴書
- (9) 法第27条の29第1項の規定による総合評定値通知書の写し
- (10) 使用印鑑届
- (11) 委任状(契約締結権を支店等に委任した場合)

2 前項第1号、第5号及び第7号に掲げる書類については、それぞれの発行官公署等において定め

た様式によるものとする。

- 3 市外業者であって、市内に支店又は出張所を有しない者は、第1項第4号に掲げる書類の添付を省略することができる。
- 4 前条に規定する提出時期に石川県知事に対し、競争入札に参加する資格の審査を申請している者は、当該申請に第1項第1号、第2号及び第3号並びに第6号から第9号までの書類を添付している場合においては、当該書類の写しをもって添付書類に代えることができる。
- 5 市長は、第1項に掲げる書類の記載事項を確認するため、次の各号に掲げる書類及びその他必要があると認める書類の提示を求めるものとする。

- (1) 賃金台帳
- (2) 減価償却資産明細書
- (3) 契約書(請求及び注文書を含む。)

(競争入札に参加する資格の有効期間)

第7条 競争入札に参加する資格の有効期間は、3会計年度限りとする。ただし、第5条第1項の規定による提出期間に、次の会計年度に係る資格審査を提出した者については、当該会計年度にかかる参加資格の決定がある日までの間は、引き続き当該資格を有するものとする。

- 2 第5条第2項の規定による競争入札参加資格者の資格については、有効期間の残存期間とする。
- 3 第1項ただし書の規定は、前項の場合にこれを準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の加賀市建設工事の競争入札参加資格等を定める要綱(昭和63年加賀市告示第60号)又は山中町の相当規定(以下これらを「合併前の告示等」という。)によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 第7条の規定にかかわらず、施行日の前日までに、合併前の告示等により決定を受けた競争入札参加資格の有効期間は、平成19年度末までとする。

附 則(平成18年9月29日告示第111号)

(施行期日)

1 この告示は、平成18年10月1日から施行する。

(適用区分)

2 この告示による改正後の加賀市建設工事の競争入札参加資格等を定める要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請について適用し、この告示の施行の日の前日までの申請については、なお従前の例による。

附 則(平成19年4月27日告示第118号)

この告示は、平成19年5月1日から施行する。

附 則(平成20年4月1日告示第54号)

この告示は、公表の日から施行し、同日以後に競争入札参加資格審査申請書を提出した者について適用する。

附 則(平成21年3月31日告示59号)

この告示は、平成21年4月1日から施行し、同日以後に競争入札参加資格審査申請書を提出した者について適用する。

附 則(平成28年12月28日告示316号)

この告示は、平成29年1月1日から施行し、改正後の規定は同日以後の入札参加資格登録から適用する。

附 則(令和7年12月26日告示143号)

この告示は、令和8年1月1日から施行する。